

# 介護保険サービス利用の流れ: 助け合いサービス事業の場合

富津市介護福祉課または地域包括支援センターにて相談  
介護保険制度、介護予防・日常生活支援総合事業等の説明

訪問または通所の  
サービス等のみ利用したい

訪問介護、通所介護だけでなく訪問看護、  
福祉用具貸与、住宅改修なども利用したい

基本チェックリストの実施

要支援・要介護認定申請

認定調査・主治医意見書の作成

非該当

基本チェックリスト該当者

介護認定審査会

介護予防ケアマネジメント作成依頼  
市が被保険者証を発行

非該当

要支援1・2

要介護1~5

地域包括支援センター(居宅介護支援事業所)と契約

介護予防ケアマネジメント

介護予防  
サービス計画

居宅介護支援  
事業所と契約  
居宅サービス  
計画

ケアマネジメントC

ケアマネジメントA

アセスメント: 利用者の望む生活と現状(いま困っていること)とのギャップ(課題)と要因(なぜ課題となっているのか)の分析し、生活機能を高めるための目標を設定します

ケアプラン原案作成: 希望する生活の実現のための目標達成が目的にサービスを利用するため計画を立案します

サービス担当者会議: 利用者の生活全体の課題や地域のサービス等について情報や役割を共有します

利用者への説明・同意。ケアプラン確定・交付

地域団体が行う  
訪問または通所型  
サービス等

事業所が行う  
訪問または通所型  
サービス等

介護予防サービス  
(訪問看護、住宅  
改修など)等

居宅サービス  
(訪問介護、短期  
入所など)等

施設サービス  
(特別養護老人  
ホーム等)

一般介護予防事業(富津市いきいき百歳体操、食の教室など)

モニタリング: ケアプランの実施状況を把握、目標の達成状況等を確認します